

Q3

日本はどう対応しているの？

A3

日本は、廃棄物処理のための施設やインフラの整備、廃棄物・化学物質管理に関する人材育成などの二国間支援を開発途上国に対して行っています。同時に、「BRS」三条約、水俣条約やSAICMに代表される国際社会における多国間の廃棄物・化学物質管理の枠組み作りにも取り組んできました。国内においても、新たな課題も含めて、条約から求められる義務を確実に履行するための法制度整備を行ってきています。たとえば2017年には、バーゼル条約を履行するために施行された国内法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規

制に関する法律」、いわゆるバーゼル法を改正しました。これにより、家電やOA機器、工業機器等のスクラップの不正輸出対策、廃電子基板の輸入手続きの簡素化等、廃棄物の国境を越える移動にかかる近年の課題に対応しています。

廃棄物の国境を越える移動を適正に管理し、廃棄物や化学物質による環境や人体への悪影響を抑えることは私たちの当然の責務ですが、その一方で化学物質は私たちが培ってきた文明の英知でもあり、一概に使用を禁止すればよいというものではありません。さまざまな

化学物質を使用することについて、その正負両側面の影響を科学的に評価し、環境上適正な方法で活用していくことが大切です。

科学技術の発達や消費社会の高度化に合わせて、廃棄物や化学物質の国際的な管理の枠組みも、より包括的で精緻なものにしていく必要があります。日本としては、「BRS」三条約や水俣条約のより効果的な運用に向けた努力を続けるとともに、SAICMを引き継ぐ2020年以降の国際的な廃棄物・化学物質管理の枠組み作りへの議論にも積極的に関わっていきます。

Q1

廃棄物管理の国際的な枠組みはどうなっているの？

A1

先進国だけでなく、途上国でも工業化や大量生産・大量消費が進み、石油化学製品の使用が増大した1970年代から80年代にかけて、廃棄物や有害化学物質の扱いが世界的な問題になっていました。そうした中、イタリアの農業工場の爆発事故で発生した大量のダイオキシン汚染廃棄物が行方不明になった「セブソ事件」などを契機に、国境を越える廃棄物や有害化学物質の移動を管理するためには、国際社会全体で取り組まなければならないという機運が高まりました。そこで1989年に採択されたのが、特定の有害廃棄物の国境を越える移動を管理する枠組みを規定した「バーゼル条約*1」です。次いで、殺虫剤や農業

に含まれるDDTや、電気機器の絶縁油等として使用されていたPCB、アスベストなどの有害化学物質の輸出入について輸出先国に事前通報し、同意を取り付けることを義務付ける「ロッテルダム条約*2」が採択されました。

2001年には、特に「残留性有機汚染物質（POPs）」と呼ばれる、環境中での残留性が高く、人も含めた生物に蓄積しやすい毒性が高いDDTやPCBなどの製造や使用自体を制限し、廃絶していくことを目的とした「ストックホルム条約*3」が採択されました。

これらの条約は、廃棄物・化学物質の国際的な管理の枠組みの柱となるもので、それぞれの条約の頭文字を取って

「BRS」三条約と呼ばれています。三条約合同の締約国会議は2年に1度開催され、その時々での国際的な廃棄物・化学物質管理の課題について協議しています。

*1 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約。2018年3月現在、184か国、EUおよびパレスチナが締結
*2 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約。2018年3月現在、158か国、EUおよびパレスチナが締結
*3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。2018年3月現在、180か国、EUおよびパレスチナが締結



BRS三条約合同締約国会議。写真提供：IISD/Kiara Worth



熊本県立水俣高校生徒が書いた「水俣」の墨書を掲げる、水俣条約締約国会議参加者。写真提供：環境省

Q2

最近の廃棄物・化学物質管理の新たな取り組みは？

A2

ひとつは水銀や水銀化合物の管理に向けた取り組みです。水銀は有害性が高く、先進国では使用量が減っているものの、途上国では依然使用されていて、環境への人為的な排出の削減が必要との認識が高まりました。そこで、水銀の採掘・使用・保管・廃棄を包括的に管理するため、2013年に熊本市・水俣市で開催された外交会議で「水俣条約*4」が採択されました。日本は水俣病の経験を持つ国として同条約の採択・発効に向けて尽力し、水銀規制の技術ガイドラインの作成にも貢献しています。

また、廃棄されたパソコン・携帯電子機器などの電気電子機器廃棄物（e-waste）への対応も新たな課題です。世界的にこうした廃棄物が増えているだけでなく、それらが中古電子機器として輸出され、有害ではあるものの金などの希少金属を含むため有価で取り引きされ、廃棄物管理の枠組みから漏れるなどの問題が生じています。そのため、バーゼル条約の下でe-wasteの管理に関するガイドラインの整備が進められています。

一方、政府間の約束である「BRS」三条約と水俣条約だけでは対応できない

課題も少なくありません。そこで国だけでなく、国際機関や企業、市民社会団体などが集まる国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management: SAICM）が、2006年に始まりました。SAICMには条約のような強制力はありませんが、2020年までに、より包括的な廃棄物・化学物質管理が達成されるよう、各ステークホルダーに自発的な取り組みを促しています。また、SAICMを引き継ぐ、2020年以降の国際的な廃棄物・化学物質管理のあり方を検討する議論も活発に行われています。

*4 水銀に関する水俣条約。2018年3月現在、90か国およびEUが締結

POINT

- 1 廃棄物や有害化学物質は、多国間で管理しなければならない。
- 2 国家間の枠組みは、「BRS」三条約と水俣条約で、より広いステークホルダーが参加しているSAICM。
- 3 変化する廃棄物・有害化学物質管理のニーズ。管理の枠組みは常にアップデートする必要がある。

ココシリ

「ここが知りたい」。国際協力に関する政策を外務省の担当者が分かりやすく解説します。

外務省国際協力局地球環境課
課長補佐

水内 健太郎

MIZUUCHI Kentaro

2009年、外務省中途入省。JICAヨルダン事務所企画調査員、民間コンサルティング会社、内閣府国際課、在ガーナ日本国大使館経済協力調整員等を経験。入省後、在ジンバブエ日本国大使館書記官、国際協力局開発協力企画室課長補佐を経て、16年10月より現職。

テーマ
廃棄物管理の
国際的な枠組み



Message from Bangladesh



クリーンな街へ。 ダッカの廃棄物処理能力向上

近年、6%台の経済成長を続けるバングラデシュ。その首都・ダッカでは、人口の増加に伴いごみの発生量が増えています。しかし、ごみ収集・運搬能力が低く、住民も都市衛生に対する意識が低いので、都市環境の悪化が懸念されています。

このような問題を解決するために、廃棄物問題を乗り越えてきた日本の経験や知見を生かし、「クリーンダッカ」を実現するための協力プログラムが2003年から実施されています。まず行ったのは、ダッカ市の家庭ごみに関する調査と将来計画であるマスタープランの策定。その上でごみ排出への住民意識の改革から最終処分場の改善、廃棄物管理局設置支援、ごみ収集率改善アプローチの実施などの包括的な廃棄物管理に取り組んできました。

あわせて環境プログラム無償支援により、廃棄物収集車両約100台の供与などを行い、1日当たりのごみ収集・運搬量は約3倍になりました。供与された緑とピンク色のゴミ収集車は現在もダッカ市で活動し、同市民も日々その活動を目にしています。

南・北ダッカ市の廃棄物管理体制が強化され、運営予算が拡大し、住民や行政の廃棄物管理への意識が高まったことは支援実施の成果といえます。

2017年からは、バングラデシュ第2の都市であるチッタゴン市でも廃棄物管理能力強化に向けた技術協力を実施しており、南・北ダッカ市と同様に廃棄物管理の改善に向けた支援を実施しています。

中所得国入りを目指して経済成長を続けるバングラデシュの持続的な発展が可能になるよう、日本は今後も同国の廃棄物管理能力向上に協力していきます。

(在バングラデシュ日本国大使館 専門調査員 今野香織)



無償で供与されたピンク色のゴミ収集車でビンを収集する作業員